

## 会 議 録 (要旨)

会 議 名	行政評価委員会第7回行政改革推進分科会
開 催 日 時	平成25年5月16日(木) 午後2時から午後3時15分まで
開 催 場 所	庁舎2階会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：木村分科会長、中村副分科会長、大野委員、小山委員、野口委員 欠席者：橋本委員 事務局：栗原企画部企画課長、高橋企画係長、企画係工藤
報 告 事 項	なし
議 題	1 分科会長及び副分科会長の選出 2 第4次行政改革大綱実施細目の平成24年度進捗状況について 3 第4次行政改革大綱実施細目の一部改定について
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)	<p>1 開会 分科会長が選出されるまでの間、企画課長が進行することとし、定足数に達していること及び会議の公開について確認した。</p> <p>2 議題 (1) 分科会長及び副分科会長の選出 協議の結果、分科会長に木村委員、副分科会長に中村委員が選出された。</p> <p>(2) 第4次行政改革大綱実施細目の平成24年度進捗状況について ※事務局から、資料1から資料3までを使用して、太陽光発電による誘導標識灯及び小学校への太陽光発電設備贈呈式の写真を示しながら説明した。</p> <p>○各委員からの意見及び質問並びに事務局の回答 (小山委員) 資料1の取組事例4の「墓地経営等許可の権限移譲」に関して、現在まで瑞穂町内で墓地経営の申請はあるか。 (事務局) 平成25年4月に町に権限が移譲された以降、申請はない。 (小山委員) 資料2の5ページ No.79、80について、災害時にこの支援台帳を活用して活動を行う組織の構築等を検討しているか。台帳を適宜更新したとあるが、その間隔はどの程度か。 (事務局) 支援台帳に登録を申し込んだ人を「地域見守りマップ」という電子上のシステムに入力している。その中から更に外部提供に同意した人の情報を自主防災組織や消防署に情報提供を行っている。更新の間隔は、申込みがあった都度、台帳の作成と「地域見守りマップ」への入力を行う。 (野口委員)</p>

資料2の5ページ No.69「システムの共同開発・共同運営」は、セキュリティ対策は十分にできているのか。

(事務局)

他市町村と異なる点は、職員が通常業務で使用する役場内のネットワーク回線と、外部のインターネットとを接続していないこと。

西多摩郡4町村電算共同運営での回線のセキュリティ対策は、専用のネットワーク回線によって、瑞穂町と電算委託会社データセンターにあるサーバー等の拠点のみを接続している。

また、データの事故の対策としては、住民情報をデータセンターと役場内で自動的にバックアップを行っている。データセンターは、経済産業省の認定を受けた専用ビルで、24時間365日の監視体制と入退館管理を徹底している。

(野口委員)

資料3の13ページ No.58「証明等手数料の適正化」について、達成状況がE判定である。この項目に取り組むことができない理由は何か。

(事務局)

受益者負担の適正化の取組には施設の使用料等の見直しと証明書等の手数料の見直しがある。現在、施設使用料の見直し作業に重点を置いて検討を進めている。証明等手数料はその次の段階として着手したい。

(野口委員)

資料3の17ページ No.81「個人情報保護の推進及び情報漏洩の防止」は、新人研修の実施で十分といえるか。

(事務局)

他市町村の情報漏えい事案を庁内ネットワークで掲載し服務規律順守の意識を高めている。また、情報セキュリティ対策は、庁舎と電算委託会社のデータセンターをインターネットに接続しない閉域の回線で結んでいる。また、データ事故に備え、住民情報等のバックアップを行っている。

(中村副分科会長)

資料3の12ページ No.54「企業誘致策の実施」について、企業誘致に制約・限界があるとすれば何か。地の利を活かした戦略的な誘致プランがあるか。製造業に特化した企業誘致にこだわる必要性があるのか。

(事務局)

企業誘致の取組としては、誘致活動を強化するために職員を増員した。これは、都内に集積する技術や研究機能の移転を見据えたものである。また、奨励措置の対象となる500平方メートル以上の未利用地を再確認し、把握している。これに加え、町外の不動産業者に企業誘致の周知を行った。

瑞穂町の産業は、技術力のある製造業者が多いことが特徴である。これを持続していくため、製造業に関連する企業を誘致し、また、今、立地している製造業者の関連する事業所を誘致することで現存する企業の撤退を防止するものである。

しかし、製造業のみを誘致しようとしているのではなく、現行の奨励制度

では、情報通信業、学術・開発研究を行う業種も対象としている。条例制定後、通信事業関係、製造業、食品加工業者の問い合わせがあったが、事業者は、かなり広い面積を希望していることが制約や限界として考えられる。

(中村副分科会長)

資料3の8ページ No.39「規制緩和への対応」について、構造改革特区制度や地域再生計画に役立つ新しい法制度に何があるのか。また、それを活用する計画はあるか。

例えば、高齢者、後期高齢者医療等の福祉特区のイメージを描いたとき、どんな研究、調査アプローチが考えられるか。

(事務局)

地域活性化関連の国の施策は、都市再生、構造改革特別区域、地域再生、中心市街地活性化、総合特別区域の5つある。新しい法制度としては、「特定地域再生事業」が創設され、また、「総合特別区域制度」のパターンの1つとして「地域活性化総合特区」が設けられている。

国の支援措置には、国で決めている基準や規制を条例で定めることができること、事業の計画・実施にかかわる経費に補助金が交付されること、事業に必要な資金の借入れに対して、利子補給を行うものがある。

町では、現在、これらの制度を利用した事業はなく、具体的に適用する事業は直近では計画していない。しかし、平成24年3月に発表した「水・緑と観光を繋ぐ回廊計画」の具体的事業を進める上で、支障となる現状の規制には、それらの緩和措置の可能性を捨てず、活用方法を探っている状態である。

(小山委員)

資料2の7ページNo.20「新たな活用方法の研究」に記載されているPFIの活用を考えているか。

(事務局)

民間からの提案制度が創設されたが、全国的に活用事例数が伸びていない状況である。町内では、スケールメリットを生み出せる可能性のある施設が見当たらないのが現状である。

(木村分科会長)

資料2の3ページ No.32の職員研修の人選はどのように行っているか。また、資料2の7ページNo.33の自己啓発支援制度の助成額は。

(事務局)

職員係で人選し、職階に応じた必修の研修と所属部署や職務の内容に関連した研修に参加している。

また、自己啓発支援制度は、合格時に対象費用の2分の1の額で、上限が1万円である。平成25年度予算額は5万円である。

(中村副分科会長)

町職員は、人事異動によって、同じ仕事をするわけではない。多様な仕事を与えられ、また、能力が求められていると思う。1人で3人分くらいの技

能を持っていないと行政事務の品質が保てないのではないか。そういった意味で、事務の品質を保つために、相応の自己啓発の費用は必要であり、予算額5万円は少ないのではないか。

(事務局)

資格の効果は、最終的には本人に帰するもので、これに公金で助成することには議論もあった。予算額が少ないのは、初年度で助成金の交付を求める職員がどの程度いるか、様子見の状況だからである。

(3) 第4次行政改革大綱実施細目の一部改定について

※事務局から、資料4及び資料5を使用して、平成25年度に実施する第4次行政改革大綱実施細目の一部改定の考え方や工程を説明した。

○各委員からの意見及び質問並びに事務局の回答

(中村副分科会長)

見直しのポイントの3つ目に「協働による取組が可能な項目の洗い出し」とあるが、納税者の範囲に限るのではなく、地域再生や地域活動に取り組む研究者や大学も含めて考えていくべきである。

(事務局)

研究者や学生等を産学公の連携、協働の相手方として視野に含めている。現在、清掃活動等に取り組む有志の大学生から町事業に協力する意向を聴き、話を進めている。また、箱根ヶ崎駅東口の整備に併せて、園芸・造園のノウハウを持つ都立瑞穂農芸高等学校の教諭や生徒の協力を得ていく予定である。

(4) その他

(事務局)

庁内の行政改革推進本部会議を経て、達成状況の公表を広報やホームページで行う。

閉会 午後3時15分